

ため池の保全に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年12月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第29号

ため池の保全に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(ため池の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 ため池の保全に関する条例施行規則(昭和41年香川県規則第88号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(ため池の届出)</p> <p>第2条 条例第4条第1項前段の規定による届出をしようとする者は、<u>ため池の届出書(第1号様式)</u>に次に掲げる書類を添付して、当該ため池の所在地を所管する土地改良事務所又は香川県小豆総合事務所の長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 条例第4条第1項後段の規定による届出をしようとする者は、<u>変更にあつてはため池の変更届出書(第2号様式)</u>に、<u>廃止にあつてはため池の廃止届出書(第3号様式)</u>に、それぞれ所長が必要と認める書類を添付して、所長に提出しなければならない。</p> <p>(埋立ての届出)</p> <p>第3条 条例第4条第2項の規定による届出をしようとする者は、<u>ため池の埋立届出書(第4号様式)</u>に次に掲げる書類を添付して、所長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(埋立ての届出を要しない場合)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為等)</u></p> <p>第5条 条例第5条第1項本文の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 水底の掘削</p> <p>(2) 岸の形状の変更</p> <p>(3) 取水設備又は洪水吐きの変更又は廃止</p> <p>2 条例第5条第1項ただし書きの規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 堤体、取水設備又は洪水吐きの修繕、水底の堆積物のしゅんせつその他当該ため池の管理に係る行為</p> <p>(2) 土質試験その他のため池の安全性に関する調査のために行う土地の掘削</p> <p>(3) 河川法(昭和39年法律第167号)第8条に規定する河川工事の施行として行う行為</p> <p>(4) 国又は県が砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防工事の施行として行う行為</p> <p>(5) 国又は県が森林法(昭和26年法律第249号)第41条第3項に規定する保安施設事業の施行として行う行為</p> <p>(6) 国又は県が地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第4項に規定する地すべり防止工事の施行として行う行為</p> <p>(7) 県が急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行として行う行為</p>	<p>(ため池の状況の届出)</p> <p>第2条 条例第4条第1項前段の規定による届出をしようとする者は、<u>ため池状況届(第1号様式)</u>に次に掲げる書類を添付して、当該ため池の所在地を所管する土地改良事務所又は香川県小豆総合事務所の長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 条例第4条第1項後段の規定による届出をしようとする者は、<u>ため池状況変更届(第2号様式)</u>に所長が必要と認める書類を添付して、所長に提出しなければならない。</p> <p>(埋立ての届出)</p> <p>第3条 条例第4条第2項の規定による届出をしようとする者は、<u>ため池埋立届(第3号様式)</u>に次に掲げる書類を添付して、所長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(埋立ての届出を要しない場合)</p> <p>第4条 略</p>

(許可の申請)

第6条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者又は同条第3項の協議をしようとする者は、ため池における行為許可申請(協議)書(第5号様式)に次に掲げる書類を添付して、所長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(身分を示す証明書)

第7条 条例第6条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第6号様式)によるものとする。

(技術的援助の申請)

第8条 条例第8条第1項の規定による技術的援助を求めようとする者は、技術的援助申請書(第7号様式)に次に掲げる書類を添付して、所長に提出しなければならない。

(1)～(3)略

(書類の提出部数)

第9条 略

(許可の申請)

第5条 条例第5条第1項ただし書の許可を受けようとする者は、禁止行為の特認申請書(第4号様式)に次に掲げる書類を添付して、所長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

(技術的援助の申請)

第6条 条例第8条第1項の規定による技術的援助を求めようとする者は、技術的援助申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添付して、所長に提出しなければならない。

(1)～(3)略

(書類の提出部数)

第7条 略

(適用除外)

第8条 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号。以下「法」という。)

第2条に規定する農業用ため池については、条例第4条及び第6条の規定は、適用しない。

2 法第7条第1項に規定する特定農業用ため池については、条例第5条の規定は、適用しない。

第2号様式（第2条関係）

ため池の変更届出書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所

電話番号

ため池に関する届出事項に変更が生じたので、ため池の保全に関する条例第4条後段の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 ため池の名称
- 2 ため池の所在地
- 3 変更の年月日
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由

第2号様式（第2条関係）

ため池状況変更届

年 月 日

香川県 事務所長 殿

管理者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その名称
及び代表者の氏名）

電話番号

ため池の保全に関する条例第4条第1項後段の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

ふりがな		
ため池の名称		
ため池の所在地		
変更事項		
変 更 の 内 容		
	変 更 前	変 更 後
変更年月日	年 月 日	

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

ため池の廃止届出書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

届出者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所

㊟

電話番号

ため池を廃止したので、ため池の保全に関する条例第4条後段の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 ため池の名称
- 2 ため池の所在地
- 3 廃止の年月日
- 4 廃止の理由
- 5 廃止後のため池、敷地の利用計画

第4号様式 (第3条関係)

ため池の埋立届出書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

管理者 住 所

氏 名 ㊦

(法人にあっては、その名称)
及び代表者の氏名

電話番号

ため池の保全に関する条例第4条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

ふ り が な た め 池 の 名 称	
た め 池 の 所 在 地	
埋立てをしようとする者の住所及び氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
埋立計画の概要	
埋立目的	
埋立工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
埋立に伴い設置する代替施設	
ため池敷地の所有者の住所及び氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
その他参考となる事項	
ため池の管理者の意見	

第3号様式 (第3条関係)

ため池埋立届

年 月 日

香川県 事務所長 殿

管理者 住 所

氏 名 ㊦

(法人にあっては、その名称)
及び代表者の氏名

電話番号

ため池の保全に関する条例第4条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

ふ り が な た め 池 の 名 称	
た め 池 の 所 在 地	
埋立てをしようとする者の住所及び氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
埋立計画の概要	
埋立目的	
埋立工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
埋立に伴い設置する代替施設	
ため池敷地の所有者の住所及び氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
その他参考となる事項	
ため池の管理者の意見	

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第5号様式（第6条関係）

ため池における行為 許可申請 協議書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

申請者氏名（法人・団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所

電話番号

ため池の保全に関する条例第5条第1項第3項の規定に基づき、下記の行為について 許可を申請 します。

記

- 1 ため池の名称
- 2 ため池の所在地
- 3 行為の内容及び施行方法
- 4 行為の着手予定年月日
- 5 行為の完了予定年月日
- 6 その他必要な事項

【備考】

- 1 許可申請 協議書 第1項 第3項 許可を申請 協議 については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 行為の計画については、行為の内容の記述の末尾に、「（計画の詳細は、別様の計画書及び計画図等による）」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を添付すること。
- 3 「その他必要な事項」の欄には、当該行為を行うことについて、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

第4号様式（第5条関係）

禁止行為の特認申請書

年 月 日

香川県 事務所長 殿

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、その名称）
及び代表者の氏名

電話番号

ため池の保全に関する条例第5条第1項ただし書の規定により、許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

ふ り が な た め 池 の 名 称	
た め 池 の 所 在 地	
行 為 の 具 体 的 内 容	
行 為 を 行 お う と す る 理 由	
行 為 の 期 間	
そ の 他 参 考 と な る 事 項	

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

表

第 号	身 分 証 明 書
所 属 :	
氏 名 :	
上記の者は、ため池の保全に関する条例第6条の規定により、 ため池の管理の状況について検査を行う職員であることを証する。	
有 効 期 限 :	年 月 日から 年 月 日まで
発 行 年 月 日 :	年 月 日
発 行 者 :	香川県知事 印

裏

ため池の保全に関する条例抜粋
(報告徴収及び検査)

第6条 知事は、災害防止のため必要な限度において管理者からため池の管理についての報告を徴し、又は関係職員をしてため池の管理の状況について検査させることができる。

2 知事は、前項の検査に管理者の立会を求めることができる。

3 第1項の規定により検査をしようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

第7号様式（第8条関係）

略

第5号様式（第6条関係）

略

（香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則）

第2条 香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項							別表3（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所の個別決裁事項						
課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等					所長等	次長	課長等
略							略						
用地 管理 課	1～23 略						用地 管理 課	1～23 略					
	24 ため池の 保全に関する 条例関係 事務 条…ため池 の保全 に関する 条例	(1) ため池の届出、届出事項 の変更又は廃止の届出を受け ること。（条4条1項）		略				24 ため池の 保全に関する 条例関係 事務 条…ため池 の保全 に関する 条例	(1) ため池の状況又はその変 更の届出を受けること。（条 4条1項）		略		
		(2) 略							(2) 略				
		(3) ため池の制限行為を許可 すること。（条5条1項）		略					(3) ため池における禁止行為 を許可すること。（条5条1 項）		略		
		(4) 国又は地方公共団体が行 うため池の制限行為の協議に 応ずること。（条5条3項）		○ ○					(4)・(5) 略				
(5)・(6) 略					25 略								
25 略							25 略						
別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項							別表4（第3条、第4条関係） 小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項						
1～28 略							1～28 略						
29 土地改良事務所							29 土地改良事務所						
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分			関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分				
			所長等	課長等					所長等	課長等			
1～5 略							1～5 略						
6 ため池の保全 に関する条例関 係事務 条…ため池の保 全に関する条例	(1) ため池の届出、届出事項の変更又 は廃止の届出を受けること。（条4条 1項）		略			6 ため池の保全 に関する条例関 係事務 条…ため池の保 全に関する条例	(1) ため池の状況又はその変更の届出 を受けること。（条4条1項）		略				
	(2) 略						(2) 略						
	(3) ため池の制限行為を許可すること。 （条5条1項）		略				(3) ため池の制限行為を許可すること。 （条5条1項）		略				
	(4) 国又は地方公共団体が行うため池 の制限行為の協議に応ずること。（条		○ ○										

	5条3項)				
	(5)・(6) 略				
7 略					

30～32 略

	(4)・(5) 略				
7 略					

30～32 略

(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則)

第3条 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
1～28 略		1～28 略	
29	削除	29及び30	削除
30 特例条例別表第2の30の項の規則で定める書類	農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則（令和元年香川県規則第7号。以下この項において「細則」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1) 細則第2条第1項第1号から第3号まで、第7号及び第8号に規定する届出書 (2) 細則第2条第1項第5号に規定する申出書 (3) 細則第2条第1項第6号に規定する申請書	31 特例条例別表第2の31の項の規則で定める書類	ため池の保全に関する条例施行規則（昭和41年香川県規則第88号。以下この項において「規則」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1) 規則第2条及び第3条に規定する届 (2) 規則第5条及び第6条に規定する申請書
31 特例条例別表第2の31の項の規則で定める書類	ため池の保全に関する条例施行規則（昭和41年香川県規則第88号。以下この項において「規則」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1) 規則第2条及び第3条に規定する届出書 (2) 規則第6条及び第9条に規定する申請書	32～36 略	32～36 略

附 則

- この規則は、令和2年1月1日から施行する。
- 改正後のため池の保全に関する条例施行規則第1号様式にあっては農業ため池の管理及び保全に関する法律施行細則（令和元年香川県規則第7号。以下「細則」という。）第1号様式を、第2号様式にあっては細則第2号様式を、第3号様式にあっては細則第3号様式を、第5号様式にあっては細則第6号様式を、当分の間、それぞれ修正して使用することができる。